

同志社大学法科大学院 2008年度春学期 外国法実地研修旅行B報告

参加者：同志社ロースクール学生14名、教官／責任者 H.P. マルチュケ

期間：2008年9月10日（大阪発）～ 9月21日（大阪着）

<p>9/10 (水)</p>	<p>ドイツフランクフルト空港に午後5時前後に到着、バスでカールスルーエへ移動。</p>
<p>9/11 (木)</p>	<p>午前8時半：カールスルーエにあるドイツ連邦通常裁判所</p> <p>通常連邦裁判所において、実際の裁判を傍聴。建物は19世紀に建てられた貴族の別荘を使用しており、内部は法廷でありながら優雅な雰囲気漂わせていた。弁護人たちは、日本と異なりお互いを向いて座るのではなく、共に裁判官と相対して座る形となっていた。法廷と傍聴席の間にしきりはない。傍聴した裁判の内容は、 ①競争法に関する裁判 ②著作権に関する裁判 ③サッカーチームのチケット販売についての一般取引約款に関する事件であった。</p>  <p>午後1時半頃：カールスルーエにおけるドイツ連邦憲法裁判所</p> <p>まず連邦憲法裁判所の大法廷に通してもらった。大法廷はガラス張りになっており、外部からでも裁判の様子が覗える状態で、「司法の透明性」が建築スタイルからも表れていることを自分達の目で確認することができた。その後、調査官の方から連邦憲法裁判所についての説明を受け、こちらからの質問にも快く応じて頂けた。</p>  <p>午後4時以降：ブルテュサル城、カールスルーエ城など見学。</p>  

<p>9 / 12 (金)</p>	<p>午前10時： ドイツ連邦検察庁</p> <p>連邦検察庁において以下に話を伺った： 1948年各州の検察庁とは別にドイツ連邦検察庁がつけられた。そこでは、連邦全体で解決すべき事件、たとえば国家防衛、スパイ対策、武器の不法輸出、国際刑法、テロ対策等が管轄となっている。さらに連邦通常裁判所における検察官としての役割も果たしている。</p> <p>案内をしてくれた方は、中近東系のテロ対策を担当されていた。テロ対策ということで、ドイツ国内だけではなくフランス等EU内での協力関係、さらにはアメリカや日本との協力関係が不可欠だと協調されていた。さらに、テロ対策の特徴として、テロを撲滅させる、すなわちテロ組織を更生させることから仕事が始まっているようである。犯罪の予防は警察の管轄であり、テロ組織に関する情報が入れば、それは連邦検察庁の管轄となる。現代に特徴的な問題として、パソコン内でのオンライン調査が可能かという問題が生じている。現在はパソコンを押収してから初めて中身を捜査できるにすぎない。これでは遅すぎるというのが実情である。2008年2月に連邦憲法裁判所がオンライン調査を非常に狭い範囲内のみ認めたが、原則として個人情報の方を強調した。この判決は将来の操作においてどのような影響が及ぶかはいまだ不明である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;">  <div data-bbox="743 1102 1062 1200" style="text-align: center;"> <p>午後は世界遺産マウルブロン修道院を經由してチュービンゲンへ移動した。</p> </div>  </div>
<p>9 / 13 (土)</p>	<p>午前10時以降： テュービンゲン大学を訪問</p> <p>校内を見学した後、テュービンゲン大学の歴史、学部構成、学習環境等に関する話を伺った。続いて、シュレイダー教授による「ドイツ民法の沿革」に関する講義を聴き、法学部卒の学生2名からドイツにおける法曹教育についての報告を受けた。</p> <p>午後には伝統的な学生団の家を見学。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
<p>9 / 14 (日)</p>	<p>テュービンゲンからホーエンツォレルン城を經由してストラスブールへ移動。</p>

9 / 15
(月)

午前 10 時： フランス ストラスブールにおいてヨーロッパ評議会（Council of Europe ; CE）

CEは今回の研修で最初に訪問した国際機関。
CEでは、まず議員会議（Parliamentary Assembly）が開かれる会議場を見学し、そこでCEの概要について簡単な説明を受けた。それから場所を移し、CEについてより詳しい説明（沿革・目的・機関・活動・日本との関係等）を受けた。その後、死刑制度、CEの活動の成果、議員定数不均衡の問題について質疑応答がなされた。



午後 3 時： ストラスブール ヨーロッパ
人権裁判所

人権裁判所の建物は非常に近代的で開放的。当日は裁判が行われていなかったため傍聴はできなかったものの、大法廷に案内してもらい、人権裁判所の構成や申し立ての要件・方法、人権裁判所が下したいくつかの判例等について説明を受けた。私たちからは裁判の迅速化や判決の執行力について質問した。



その前の日、世界遺産 ストラスブール “グランド・イール”（Grande Ile）を見学。



9 / 16
(火)

午前9時： ルクセンブルクにおけるEU司法裁判所

EUの司法機関である欧州司法裁判所を訪問。この日は運よく大法廷〔13人の裁判官とAdvocat General（法務官）1人〕が開かれており、その前に裁判所の調査官により事件の重点についての説明を受けた：

ギリシャ人がキプロス島に所有していた土地を、トルコ人によってイギリス人に無断売却された事件の口頭弁論を傍聴することができた。この事件は、現在国交関係が思わしくないギリシャとトルコ間で今後制定される平和条約の内容に少なからぬ影響を及ぼすことが必至といわれており、欧州司法裁判所がヨーロッパの平和を構築していく様子を正に現在進行形で見ることができ、興奮を覚えずにはいられなかった。



午後2時： 世界遺産ルクセンブルク大公園（その古い街並みと要塞群）を見学した後ブリュッセルへ移動。



9 / 17
(水)

午前10時以降：ベルギーのブリュッセルにある欧州委員会リーガルサービス部を訪問。

欧州委員会は、各国政府から独立し、欧州全体の利益を代表し追求する役割を担うEU機関であり、今回訪問したリーガルサービス部はEU法制定において起案を担当する部門。今回は直接EU法（条約・規則）の制定に関わっておられる方より、急速に加盟国が拡大するEUにおける立法作業等につきレクチャーを受けた。そこでは文献では知ることのできない多言語に対応した立法作業の困難さ、それを克服すべく日々作業を進めている現状などEU特有の事情について認識を新たにすることができた。



午後3時：EU理事会リーガルサービス部を訪問。向いにはEU委員会が建っており、両機関が協同関係にあることを実感できた。

リーガルサービス部の方より、競争法及びEUの市民法の問題点についての話を伺った。リーガルサービス部は法務部のようなところで、勤務するには法曹の資格を持っている必要はないが、少なくとも大学を卒業し、法律の知識を持っていることが必要



であるとのことだった。国際化が進む現代社会において、語学と法律の知識の双方を持った人材は、先進国においてさまざまな場所で必要とされていることを認識することができた。




午後5時以降：EU議会 (The European Parliament)

ブリュッセルには、EU議会の事務局と委員会があり、我々はそのEU議会についての話を聞いた。スピーカーの方は、主にEU議会の活動、EU議会およびEUについての現在の問題点について話してくださいました。EU議会内においては、日本に暮らしてはなかなか実感できない、多国籍機関ならではの問題あるいは意識がある。このような視点を得られることが、本研修における大きな意義の一つであると思った。



<p>9 / 18 (木)</p>	<p>午前10時：NATO (North Atlantic Treaty Organization) 本部</p> <p>ブリュッセルにあるNATO本部にて、冷戦後におけるNATOの役割・使命・活動についての公演を聴いた。現在最大の課題であるテロに対する防衛および危機管理のほか、紛争地域の安全確保など軍事的・政治的課題への取り組みや、加盟国間の関係、加盟国以外の国々との関係、日本との関係等について説明を受けた。</p> <p>3人のスピーカーの方々が、主に、現在NATOはその存在意義が問われているが、これからのNATOは軍事力だけでなく、他の局面でも活動をしていくという点につき話して下さった。スピーチの後にはスピーカーの方たちとの食事会が催され、おいしいワインを飲みつつ、楽しいひと時を過ごした。その際、スピーカーの方の一人が、将来NATOとわが校の学生の間で、インターネットによるディベートをしたいとおっしゃっていた。我々だけでなく、NATOの方々にとっても、有意義な時間になったのではないだろうか。</p> 
<p>9 / 19 (金)</p>	<p>午前8時半：デュッセルドルフ地方裁判所</p> <p>デュッセルドルフ地裁では刑事大法廷（職業裁判官2人・素人裁判官2人）を傍聴。</p> <p>傍聴した事件の概要は以下のとおり： 2人は16回の住居侵入窃盗、他の2人は盗品の処分をあっせんした罪で起訴されたという共同被告事件だった。 本事件の手続は、（1）名前と住所の確認（2）起訴状朗読があった後（3）簡易公判手続を使うかどうかを被告人に決定させるため、それぞれの被告人に対し、自白した場合に予測される宣告刑が告げられた。これを受けて、弁護人と被告人が自白するかどうかの相談をするため、傍聴人は全員退廷させられた。途中、裁判所の配慮により、担当裁判官及び担当弁護士の方と質疑応答の時間を設けてもらうという大変貴重な機会を得た。</p> <p>午後2時以降：アーキス法律事務所</p> <p>デュッセルドルフの中心街、大きなショッピングセンターの階上に入っているアーキス法律事務所は、広々とした近代的な事務所という印象を受けた。</p> <p>アーキス法律事務所は、デュッセルドルフの他、東京にも事務所を有する国際的な法律事務所で、日系企業のヨーロッパ進出についてのコンサルタントなどを行っているのだという。 大きな窓から広々と外を見渡すことのできる明るい会議室で、私達はワークショップに参加し、ハーゲン大学の先生によりドイツにおける会社法改正（特に有限会社に関連して）やその適用、会社の現状、弁護士の方から日系企業による会社の買収などについてお話を聞くことができた。</p> 

<p>9 / 20 (土)</p>	<p>デュッセルドルフからアーヘンにおいての大聖堂（世界遺産）、カール大帝（742 - 814；シャルルマーニュともいう）の墓等を見学。</p> <p>ヨーロッパの統合運動の出発といわれるフランク王国についても学んだ。</p> <p>フランクフルト空港より午後8時前後帰国</p>	
<p>9 / 21 (日)</p>	<p>ソウル経由にて大阪国際空港に夜8時前後到着</p>	

■ □ 要約 □ ■

4カ国（ドイツ・フランス・ルクセンブルク・ベルギー）をわたって12ヶ所の法律関係の機関を訪問し、ドイツにおいて連邦憲法裁判所・連邦通常裁判所・テュービンゲン大学法学部・デュッセルドルフ地方裁判所・国際法律事務所、フランスにおいてヨーロッパ評議会(Council of Europe)、ヨーロッパ人権裁判所(European Court of Human Rights)、ルクセンブルクにおいて欧州司法裁判所(European Court of Justice)、ベルギーにおいて欧州委員会法務部・欧州理事会法務部・欧州議会憲法委員会・NATO本部、諸裁判所において5つの訴訟に参加できて、諸機関において16人の担当者の講演を聞いた。大学と法律事務所においてワークショップを開いた。

4ヶ所の世界遺産（ドイツにおいてマウルブロン修道院・アーヘンの大聖堂、フランスにおいてストラスブール市の大聖堂を含む“La Grande Ile”、ルクセンブルクの古町）と4つの城など〔ドイツのブルッフサル(Bruchsal)宮殿、カールスルーエ(Karlsruhe)城、テュービンゲン(Tubingen)城とホーヘンツォレルン(Hohenzollern)山城〕も見学でき、もちろんそれぞれの地域・地方・国のライフスタイルも楽しむことができた。

結論として、研修旅行は同志社およびドイツボッシュ財団の補助金またLS事務室の澤田さんの協力を得て大成功となった！